

# 青森県報

号外第二十五号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一  
青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例( 同 ) ……五

## 条 例

青森県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県条例第四十八号

青森県条例の一部を改正する条例

青森県条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各号」を削り、同項第五号中「第三十五条の五第七号」を「第三十五条の五第六号」に改める。

第三十五条第五項中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第三十五条の五中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十七条の二第二項ただし書中「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十一条に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める。

第七十六条の三第三項ただし書中「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律第二十一条に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める。

第四百四条第一項中「次の各号に掲げる利用」の下に「法第七十五条の二又は第七十五条の三の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「から第四号まで」を「及び第二号」に、「第五号」を「第三号」に改め、第一号及び第二号を削り、同項第三号中「六十五歳以上」の下に「七十歳未満」を加え、同項を同項第一号とし、同項第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、「これら」を「同号」に改め、「に掲げる利用を行う場合にあつては同号の利用に該当することを証する当該学校の長の証明書、同項第四号」を削る。

第五百十一条の二第二項第一号中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を加える。

第二百六条第一号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第二号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

附則第四条を次のように改める。

附則第七條第一項中「所得割」を「、県民税の所得割」に改める。

附則第七條の二第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第七條の二の二中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

第四條 削除

附則第七條の二の二中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第八条の二第五項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改める。  
附則第八条の二の二第二項中「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「本項において」を「第三項までにおいて」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・六」とあるのは、「百分の一」とする。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

附則第八条の二の二第四項中「又は第二項」を削る。

附則第八条の二の三第二項中「及び第二項」を削る。

附則第八条の二の四第一項中「第三十七条の十三第一項各号」を「第三十七条の十三の二第一項各号」に改め、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二項」を削る。

附則第八条の二の五の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第一項中「平成十四年度から平成十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、」を「当分の間、県民税の」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第八条の二の六 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合においては、当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令附則第十八条の七の二第二項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

附則第八条の四第二項中「第五十二条第二項第一号」の下に「又は第一号の三」を加える。

附則第九条中「同条第六項、第九項、第十二項、第十五項第二号又は第十七項」を「同条第七項、第十項、第十三項、第十六項第二号又は第十八項」に、「第七十条の四第二十三項若しくは第二十四項」を「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」に、「第七十条の四第三項」を「第七十条の四第四項」に、「第七十条の四第四項」を「第七十条の四第五項」に改める。

附則第十一条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下第六項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が地方税法施行規則附則第十二条の二の二第一項に規定する許容限度の四分の一を超えない自動車と同条第二項に規定するものの取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第十一条第五項を削り、同条第六項中「附則第十六条の二の六第十二項」を「附則第十六条の二の六第七項」に、「第三項又は法附則第三十二条第六項」を「前二項又は法附則第三十二条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令附則第十六条の二の六第八項に規定するものの取得(第三項若しくは第四項又は法附則第三十二条第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取

得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附則第十一条第七項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二を次のように改める。

(不動産取得税の特例)

第十二条の二 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第八十三条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第九十条第一項若しくは第二項、第九十三条の二第一項又は次条第一項、第三項若しくは第五項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

附則第十二条の三を削る。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にされたものに限る。以下本項において同じ。)に従つて営業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から営業の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で政令附則第九条の三第一項に規定するものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を同条第二項に規定するところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下この表において「特別措置法」という。)第四条第二項に規定する認定事業再構築	特別措置法第三条第一項の規定による認定(特別措置法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者
---	---	----------------------------

計画			
二 特別措置法第五条の二第一項に規定する認定共同事業再編計画	特別措置法第五条第一項の規定による認定(特別措置法第五条の二第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第五条の二第一項に規定する認定共同事業再編事業者	
三 特別措置法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第六条第一項の規定による認定(特別措置法第七条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用事業者	

附則第十三条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「附則第十三条第七項」を「附則第十三条第五項」に、「附則第九条の五第二項」を「附則第九条の三第二項」に、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項及び第九十三条第二項において同じ。)」を「附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる認定」に、「同法第十七条第二項に規定する内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについての主務大臣の確認を受けた者」を「同表の上欄に掲げる計画に従つて営業の譲渡を受けた日又は同欄に掲げる計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)」に従つて同表の下欄に掲げる者」に、「同法第三条第一項の」を「同表の中欄に掲げる」に、「産業活力再生特別措置法第三条第一項の」を「附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十三条の二第一項中「平成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改める。

附則第十五条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二百六条の改正規定は、同月十六日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 次項から附則第五項までに定めるものを除き、改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第八条の二の五の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例附則第八条の二の二及び第八条の二の六の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 5 改正前の青森県条例(以下「改正前の条例」という。) 附則第四条の規定は、平成十六年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号) 第八条の五」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号) 第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号) 第八条の五」とする。
- 6 次項から附則第十一項までに定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十五年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 改正前の条例附則第十三条第五項及び第六項の規定は、同条第五項に規定する営業の譲渡が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年三月三十一日」とあるのは「平成十六年三月三十一日」と、政令附則第九条の四第一項とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第二百二十八号) 附則第八条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の政令附則第九条の四第三項」と、同条第六項中「附則第十三条第五項」とあるのは「青森県条例の一部

- を改正する条例(平成十五年三月青森県条例第四十八号) 附則第七項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の青森県条例附則第十三条第五項」と、「政令附則第九条の四第三項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第二百二十八号) 附則第八条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の政令附則第九条の四第三項」とする。
- 8 改正後の条例附則第十三条の二第一項の規定は、平成十五年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 9 次項に定めるものを除き、改正後の条例附則第十三条の二第二項の規定は、平成十五年一月一日以後の改正後の条例第九十三条の二第一項に規定する不動産の取得又は改正後の条例附則第十三条第三項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日までの間において、改正後の条例附則第十三条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十五年一月一日以後に同項に規定する土地の取得が行われた場合において、同項第一号又は第二号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該土地が地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号) 第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号) 第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に改正後の条例附則第十三条の二第二項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける改正後の条例附則第十三条第三項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価

土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第十三条第三項の規定により知事が土地の価格を決定する場合において、当該土地が地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第十三条第三項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

12 (ゴルフ場利用税に関する経過措置)  
改正後の条例第四百四条の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)  
13 改正後の条例附則第十一条第二項から第六項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

14 施行日前の改正前の条例附則第十一条第四項及び第五項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(青森県条例の一部を改正する条例の一部改正)  
15 青森県条例の一部を改正する条例（平成十四年十月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第十一条第四項の改正規定中、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改め、  
を削る。

(不動産取得税減免条例の一部改正)  
16 不動産取得税減免条例（昭和三十年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における第三条第一項及び第四条の規定の適用については、これらの

規定中「百分の四」とあるのは、「百分の三」とする。  
附則第三項を削る。

(不動産取得税減免条例の一部改正に伴う経過措置)  
17 前項の規定による改正後の不動産取得税減免条例附則第二項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の減免について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税の減免については、なお従前の例による。

~~~~~  
青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県条例第四十九号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号及び第十二条第二項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「二千五百万円」を「二千七百万円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第九条第二項の規定は、平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。）

3 改正後の条例第十二条第二項の規定は、施行日以後に製造業等（製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業をいう。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する

る事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青森県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭